

第2 学校における食育(食に関する指導)の推進

1 学校における食育の目標

平成20年6月18日に「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、学校給食法も、学校における食育推進を図る観点から、内容が一部改正となりました。平成19年度に文部科学省から示された「食に関する指導の目標」と学校給食法第2条に示す「学校給食の目標」は密接な関連があることから、今後の学校における食育の推進は、これらの目標に準拠しながら実施されることが重要です。

学校給食法第2条	食に関する指導の目標
1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。	心身の健康
2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。	食事の重要性 心身の健康 食品を選択する能力
3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。	食事の重要性 社会性
4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。	感謝の心 社会性
5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。	感謝の心
6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。	食文化
7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。	感謝の心 食文化

文部科学省「食に関する指導の手引」(平成19年3月)では、食に関する指導の目標として、下記の6つを設定しています。また、「各学校においては、各地域や学校の状況等に応じて、上記以外についても食に関する指導の目標として掲げ、各教科等において積極的に指導を行っていくことが期待されます。」とした上で、6つの目標に沿った食に関する指導の内容を例示しています。

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。〔食事の重要性〕
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。〔心身の健康〕
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。〔食品を選択する能力〕
- 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。〔感謝の心〕
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。〔社会性〕
- 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。〔食文化〕